イ　被請求団体における松本の影響力が容易に払拭され得るものではないことは、これまでの決定において当委員会が認定してきたところであり、現在においても、依然として、被請求団体においては、松本がその活動に影響力を有していると認めるに足りる諸事情が認められる。

すなわち、被請求団体においては、第四回の期間更新決定後も、①幹部構成員らが、各地における説法や機関誌を通して、構成員に対し、松本を、主神であるシヴァ神の化身であり、かつ、教祖であると位置付け、「尊師」、「グル」と尊称し、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的帰依や松本の説く「衆生救済」の実現の重要性を強調した指導をしていること、②松本が行ったタントラ・ヴァジラヤーナの実践や「日本シャンバラ化計画」等の後記⑷（第４号該当性について）で述べるような危険な説法を細部まで忠実に再現した教材等を使用して構成員に教学させ、また、松本の説法の音声を再生する中、松本への帰依をうたった詞章を大声で唱和させたり、繰り返し立位礼拝をさせたりするほか、松本が直接指導していた頃と同様の「ＰＳＩ」（パーフェクト・サーヴェーション・イニシエーション。松本の脳波が注入されるとする器具。）の装着を奨励するなどといったマインドコントロールの手法を用いた儀式・修行を行うなどして、自己の意思や思考を捨て、松本及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に従う意識を扶植する指導を行っていること、③殺人を暗示する危険な教義等を説いた松本の説法を収録したＤＶＣＡＭやＤＶＤを依然として保管し続けていること、④幹部構成員らが、松本が拘置されているとして、特定の刑事施設を「聖地」と称し、その周辺に赴く行為を「巡礼」と称して構成員に奨励しているほか、松本の誕生を祝う催しを開いたり、構成員に対し、説法を通して死刑判決が確定した松本の死刑執行の回避や延命を祈願するよう指導したりしていること、⑤松本の指示に従い、松本の子を「王権」の後継者として扱っていること、⑥幹部構成員らに両サリン事件を正当化する発言が認められること、⑦表面上は松本やオウム真理教との関係を否定している「ひかりの輪」についても、そもそも、松本に対して帰依し、松本の説くオウム真理教の教義に従う者によって、観察処分を免れ、松本の意思を実現することを目的として組織されたものであり、現在においても、実質的には松本やオウム真理教の教義に絶対的に帰依することを説き、また、松本自身がオウム真理教の特色であると説く修行体系とほぼ同様の修行体系を維持していること、⑧構成員の言動にも松本に対する深い帰依や同人の説くオウム真理教の教義に従う意思を示すものが随所に認められることなどが認められる。

ウ　これらの事実からすれば、現在においてもなお、松本及び同人の説くオウム真理教の教義が被請求団体の存立、運営の基盤をなしていることが認められ、松本が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有しているものと認められる。

⑵　第２号該当性について

角川知己（以下「角川」という。）が、「松本サリン事件」に幇助犯として関与した者であり、無差別大量殺人行為に関与した者と認められることや、平成15年４月５日付けで被請求団体への再度の入会手続を行っていたことについては、第四回の期間更新決定において当委員会が認定したとおりである。

そして、被請求団体においては、同年５月15日付けの公安調査庁長官宛て第14回報告書以降、角川をアーレフに入会した在家信徒として報告し、それ以来、一貫して被請求団体の構成員として扱っているから、角川が、現在も被請求団体の構成員であることは明らかである。

以上のとおり、無差別大量殺人行為に関与した者のうち、角川については、現在も被請求団体の構成員であると認められるので、そのほかの松本、遠藤誠一、新實智光及び横山真人について論ずるまでもなく、被請求団体には、法第５条第１項第２号に該当する事由がある。

⑶　第３号該当性について

上祐が、両サリン事件当時、被請求団体の役員であり、かつ、第四回の期間更新決定当時から現在に至るまで、被請求団体の重要な一部を構成する「ひかりの輪」の代表役員として活動して、被請求団体の意思決定に関与し、かつ、事務に従事していることは明らかであるから、上祐は、現在も被請求団体の役員と認められる。

したがって、松本、松本の妻である松本明香里及び松本の三女である松本麗華について論ずるまでもなく、被請求団体には、法第５条第１項第３号に該当する事由がある。

⑷　第４号該当性について

被請求団体は、下記のとおり、殺人を暗示的に勧める「綱領」を保持していると認められるので、被請求団体には、法第５条第１項第４号に該当する事由がある。

ア　オウム真理教の教義が、「衆生救済」に至る最速の道である秘密金剛乗（タントラ・ヴァジラヤーナ）の実践をすることを最重視するものであって、その教義は殺人を暗示的に勧める内容を含んでいること、また、オウム真理教は、その教義に沿った理想郷の建設を目的とする「日本シャンバラ化計画」を推進していたが、最終的には松本を独裁者とする祭政一致の専制国家体制を樹立するという政治上の主義を有するに至り、その政治上の主義が被請求団体の教義の枢要な一部として内包されるに至っていたこと、そして、この政治上の主義を推進する目的で、団体の活動として両サリン事件が敢行されたことは、本件観察処分決定において当委員会が認定したとおりである。

また、上記教義が、両サリン事件以降、第四回の期間更新決定時に至るまでに、破棄ないし変更されたとは認められず、被請求団体において一貫して維持されたことは、同決定において認定したとおりであり、その後、同決定から現在に至るまでも、その教義が破棄ないし変更されたと認められる事実はないから、政治上の主義を含み、かつ、殺人を暗示的に勧める教義が、現在に至るまで一貫して維持されているものと認められる。

なお、「ひかりの輪」は、現在は、オウム真理教の教義はもとより、特定の教義を説いてすらいない旨主張する。

しかしながら、「ひかりの輪」が、松本に対して帰依し、松本の説くオウム真理教の教義に従う者によって、観察処分を免れ、松本の意思を実現することを目的として組織されたものであるとともに、依然として被請求団体の重要な一部を構成しているものであることは、前記１（被請求団体の現況）で認定したとおりであって、「ひかりの輪」においても、政治上の主義を含み、かつ、殺人を暗示的に勧める教義が依然として維持されているものと認められる。

イ　法第５条第１項第４号に規定する「綱領」とは、いかなる名称によるかを問わず、団体の立場・目的・計画・方針又は運動の順序・規範等をいい、これに該当するというためには、団体の方針等となるべき事項が構成員に明確に示され、かつ、構成員も当該事項を是認し、それに従う意思を有しているものであることが必要であると解されるところ、第四回の期間更新決定時に、殺人を暗示的に勧める被請求団体の教義が被請求団体の「綱領」に当たるものであったことは、同決定において当委員会が認定したとおりである。

この点、前記⑴（第１号該当性について）において認定した諸事情等、特に、幹部構成員らが、構成員に対し、説法や機関誌等を通して、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的な帰依を強く指導していることや、松本が行ったタントラ・ヴァジラヤーナの実践や「日本シャンバラ化計画」等に関する説法を再現した教材等を使用して構成員に教学させていること、従前と同様のマインドコントロールの手法を用いた儀式・修行を行い、松本及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に従う意識を扶植する指導を行っていること、「ひかりの輪」で中心的に活動する上祐らが、その設立目的等について、タントラ・ヴァジラヤーナに関する松本の言動等を引用するなどしていたところ、現在においても、幹部構成員らの中には松本及び同人の説くオウム真理教の教義を維持している旨述べる者があること、構成員の言動に、両サリン事件を正当化し、あるいは、松本に対する深い帰依や松本の説くオウム真理教の教義に従う意思を示すものが随所に認められることなど、一般の構成員にも幹部構成員による指導方針が深く浸透していることなどに鑑みれば、現在も被請求団体においては、危険な内容を含む教義が幹部構成員による説法、教材等を通して構成員に周知徹底されており、構成員においても、危険な内容を含む教義全体を正しいものとして受け入れ、その教義に従う意思を有しているものと認められる。

したがって、殺人を暗示的に勧める被請求団体の危険な教義は、現在も被請求団体の「綱領」に当たると認められる。